○立命館大学課外自主活動団体助成制度(重点強化助成)規程

2017年4月5日 規程第1117号

(目的)

第1条 立命館大学課外自主活動団体助成制度(重点強化助成)(以下「助成」という。)は、本大学における正課外の自主的な活動(以下「課外自主活動」という。)の高度化および活性化を牽引する団体(以下「重点強化クラブ」という。)が、その目標を達成するために取り組む活動を支援することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(助成対象の活動)

- 第2条 助成は、本大学の課外自主活動を行う団体として学生部長が所管する団体で次の各 号のいずれかに該当するものが行う活動のうち、当該団体の目標達成ならびに本大学にお ける課外自主活動の高度化および活性化に資する活動を対象とする。
 - (1) 重点強化クラブとして指定されている団体
 - (2) その他学生部長が認めた団体
- 2 前項にかかわらず、立命館大学課外自主活動団体助成制度(チャレンジ助成)または立 命館大学課外自主活動団体助成制度(基盤活動助成)が適用される団体は、この助成の対 象としない。

(助成対象費目)

- 第3条 助成は、次の各号に定める費目を対象とする。
 - (1) 謝礼
 - (2) 交通費
 - (3) 宿泊費
 - (4) 備品費
 - (5) 材料費
 - (6) 保険加入料
 - (7) 運搬費
 - (8) 施設使用料
 - (9) その他学生部長が必要と認めた費目

(助成金額の決定)

第4条 助成金額および助成期間は、団体の活動実績、目標、計画、本大学の他の助成制度

の助成実績等を総合的に審査し、学生部長が決定する。

(涌知)

第5条 学生部長は、助成が決定した団体(以下「助成対象団体」という。)に対し、助成 金額、助成期間および手続を通知する。

(助成対象団体の義務)

- 第6条 助成対象団体は、助成金の助成を受けるために、次の各号に定める事項を行わなければならない。
 - (1) 活動成果の報告書を提出すること。
 - (2) 大学から求められた場合は成果発表を行うこと。
 - (3) 活動経費に係る領収書その他の証憑等を毎年度提出し、確認を受けること。
 - (4) 前号の確認の結果、当該年度に助成金額に残額がある場合は、本大学に戻入すること。

(助成方法)

第7条 助成は、助成期間中毎年度、学生部長が決定のうえ通知した当該年度の助成金額を、助成対象団体の銀行口座または助成対象団体に所属する学生名義の銀行口座に振り込む 方法により行う。

(助成の取消し)

- 第8条 学生部長は、助成対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがある。
 - (1) 解散または活動停止の処分を受けたとき。
 - (2) 第6条に定める事項に関し虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
 - (3) 正当な理由なく第6条に定める事項を行わなかったとき。
 - (4) 前各号のほか学生部長が助成対象団体としてふさわしくないと判断したとき。

(返還)

- 第9条 学生部長は、前条により助成が取り消された団体に対し、助成金額の返還を求める ことがある。
- 2 前項により助成金額の返還を求められた団体は、返還を求められた日から起算して2週 間以内に助成金額を返還しなければならない。

(学生部長の報告)

第10条 学生部長は、第8条により助成を取り消したときは、学生生活会議に報告しなければならない。

(施行細目)

第11条 施行に関わる細目は、学生部長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附則

この規程は、2017年4月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。 附 則 (2017年5月17日 助成対象活動の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年5月17日から施行し、2017年4月1日から適用する。 附 則(2021年3月31日 併給禁止となる助成金名称、助成方法の変更等に伴う一 部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。